別　紙

１　運賃及び料金

(1) 時間制運賃

ア　大型車

初乗運賃　　３０分又は走行７．５キロメートルまで　　円

加算運賃　　３０分又は走行７．５キロメートルまでを増すごとに　　円

イ　中型車

初乗運賃　　３０分又は走行７．５キロメートルまで　　円

加算運賃　　３０分又は走行７．５キロメートルまでを増すごとに　　円

(2) 距離制運賃

ア　大型車

初乗運賃　　５キロメートルまで　　円

加算運賃　　メートルまでを増すごとに　　２００円

イ　中型車

初乗運賃　　５キロメートルまで　　円

加算運賃　　メートルまでを増すごとに　　２００円

(3) 半日貸運賃

ア　大型車

４時間又は走行４０キロメートル　　円

イ　中型車

４時間又は走行４０キロメートル　　円

(4) １日貸運賃

ア　大型車

８時間又は走行８０キロメートル　　円

イ　中型車

８時間又は走行８０キロメートル　　円

(5) 待料金

ア　大型車

分　　秒までごとに　　２００円

イ　中型車

分　　秒までごとに　　２００円

ただし、(3)、(4)の規定を超過した分については、時間制加算運賃による。

２　運賃の割引、割増

(1) 月極め割引

１ヵ月１５日以上、かつ、３ヵ月以上の契約のもの　　１日貸運賃の２５％引

(2) 長距離割引

１回の運送が９０キロメートル以上のもの　　１日貸運賃額を超えた分の２０％引

(3) 特別車両割増

排気量が４，０００ｃｃ以上の車両　　大型車運賃の１０％増

３　実費負担

有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員宿泊料、その他旅客から特別な負担を求められた場合の実費は、旅客の負担とする。

４　適用方

(1) 車種区分

車種区分は次による。

ア　大型車　　道路運送車両法施行規則第２条に定める普通自動車

イ　中型車　　道路運送車両法施行規則第２条に定める小型自動車のうち自動車の長さが４．６メートル以上のもの。

(2) この運賃及び料金は、ハイヤーとして千葉運輸支局長に届け出た車両のみに適用するものとする。

(3) 時間制運賃による時間又は走行距離の算定は、車庫又は営業所若しくは駐車場を旅客の要求により発車した時から、旅客の運送を終わって帰着するまでの時間又は走行距離による。

ただし、運転者、車両又は道路等の都合により帰着時間又は走行距離が延長した場合にあっては、通常帰着できる時間又は走行距離により算定する。

(4) 時間制運賃の算出は、一契約ごとに時間又は走行距離のいずれか高額のものとする。

(5) 時間制運賃による場合の走行距離の算出は、運賃メーター器による。

(6) 距離制運賃は、降車時点において運賃を収受する旅客に適用する。

(7) 距離制運賃及び待料金の収受は運賃メーター器の表示額による。

(8) 待料金は、旅客の都合により車両を待機させた場合で、かつ、距離制運賃にのみ適用する。

(9) 距離制運賃及び待料金の算定は、営業所・車庫又は駐車場を旅客の要求により発車した時から、旅客の運送を終わるまでの走行距離及び待時間による。

(10) 半日貸、１日貸運賃による時間又は走行距離の算定は、車庫又は営業所若しくは駐車場を旅客の要求により発車した時から、旅客の運送を終わって帰着するまでの時間又は走行距離による。

ただし、運転者・車両又は道路等の都合により帰着時間又は走行距離が延長した場合にあっては、通常帰着できる時間又は走行距離により算定する。

(11) 半日貸、１日貸運賃による走行距離の算出は、運賃メーター器による。

(12) 半日貸、１日貸運賃は、事前に契約が締結されており、かつ、７時から１９時までの時間帯に適用する。

５　適用する営業区域

京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏及び北総交通圏のうち、現に認可を受けている営業区域